

[インドネシア商標情報]

不使用取消期間の延長（2024 年 7 月 30 日施行）

インドネシアにおいて、「登録日、若しくは最後の使用日のいずれか遅い日から継続 3 年」を経過した後、不使用を理由に商標登録を取り消すことができる旨、商標法第 74 条により規定されている。

この度、憲法裁判所は、商標法第 74 条の規定について検討し、不使用取消期間を「3 年」から「5 年」に変更する決定 No.144 を発行した。また憲法裁判所は、不使用取消の例外適用として「不可抗力」についても規定した。

決定 No.144 は即時発効され、2024 年 7 月 30 日より適用が開始されている。この結果、2024 年 7 月 30 日以降に不使用取消を請求する場合、請求人は「取消対象商標の継続 5 年不使用」を立証しなければならなくなった。

【情報源】

Tilleke & Gibbins HP :

<https://www.tilleke.com/insights/indonesian-court-extends-trademark-non-use-period-risking-far-reaching-consequences/>
